

会員通知 第65号
平成20年 6月30日

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 伊藤 義郎

呼値の単位の一部見直しに係る「業務規程」の一部改正について

本所は、別紙のとおり「業務規程」の一部改正を行い、平成20年7月22日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、近年の取引の高度化・多様化を背景として、細やかな値段での価格形成に対する需要が一段と高まってきていることを踏まえ、本所では効率的な市場環境を提供して投資者の利便性の向上を図る観点から、相対的に1値刻みの比率が大きい価格帯における呼値の単位の一部を縮小するため、業務規程の一部改正を行うこととするものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

・ 株券等の呼値の単位の変更

1株の値段が100,000円を超え300,000円以下の場合は100円（現行：1,000円）に、1,000,000円を超え3,000,000円以下の場合は1,000円（現行：10,000円）に変更します。

以上

業務規程の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(呼 値)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(投資信託受益証券を除く。)</p> <p>株券は、1株(新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式1株の交付を受けることができる新株予約権の数を、1株とする。以下同じ。)につき、当該1株の値段が、2,000円以下の場合は1円、2,000円を超え3,000円以下の場合は5円、3,000円を超え3万円以下の場合は10円、3万円を超え5万円以下の場合は50円、5万円を超え<u>30万円</u>以下の場合は100円、<u>30万円</u>を超え<u>300万円</u>以下の場合は1,000円、<u>300万円</u>を超え2,000万円以下の場合は1万円、2,000万円を超え3,000万円以下の場合は5万円、3,000万円を超える場合は10万円とする。</p> <p>ただし、本所が呼値の単位を引き下げる必要があると認めて特に指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>8～11 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成20年7月22日から施行する。</p> | <p>(呼 値)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(投資信託受益証券を除く。)</p> <p>株券は、1株(新株予約権証券については、新株予約権の目的である株式1株の交付を受けることができる新株予約権の数を、1株とする。以下同じ。)につき、当該1株の値段が、2,000円以下の場合は1円、2,000円を超え3,000円以下の場合は5円、3,000円を超え3万円以下の場合は10円、3万円を超え5万円以下の場合は50円、5万円を超え<u>10万円</u>以下の場合は100円、<u>10万円</u>を超え<u>100万円</u>以下の場合は1,000円、<u>100万円</u>を超え2,000万円以下の場合は1万円、2,000万円を超え3,000万円以下の場合は5万円、3,000万円を超える場合は10万円とする。</p> <p>ただし、本所が呼値の単位を引き下げる必要があると認めて特に指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>8～11 (略)</p> |